

Title	石渡利康著 『北欧共同体の研究：北欧統合の機能的法構造』
Sub Title	
Author	吉武, 信彦(Yoshitake, Nobuhiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1988
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.61, No.10 (1988. 10) ,p.149- 155
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19881028-0149

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

石渡 利康 著

『北欧共同体の研究』

——北欧統合の機能的法構造——

一

一九七九年にE.C（欧州共同体）研究の主要雑誌に北欧諸国（デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン）の地域協力（以下、北欧協力と略）を積極的に評価する論文が発表された。同論文は北欧協力をアンデルセンの「みにくいアヒルの子」にたとえ、結びにおいて以下のように述べている。

「地域協力に関する諸研究の中で、北欧共同体は長い間誤解され、理論上より単純化された事例において絶望的なまでに場違いなもの」とされてきた。だが、このみにくいアヒルの子は国際関係研究の主流にある他の白鳥の間については居場所を見出すことであろう⁽¹⁾」

これに示されるように、E.C研究を中心に発展してきた地域統合理論の研究が停滞を見せる中で、近年E.C以外の地域協力の一事例として、この北欧協力は国際的にも次第に注目を浴びつつある。かかる動向を反映して、日本においても北欧協力の存在が見直され⁽²⁾、その研究の必要性が高まってきているのである。

こうした状況において、北欧協力に関して我が国で最初の体系的な研究書として本書が現われたことは時宜にかなうものであり、極めて意義深いことである。著者自身、はしがきの中で「北欧共同体研究は、わが国では、まとまった成果が皆無の分野であり、また、多くの関心がE.Cに向けられている現状にあっては、つい忘れられがちな領域に属していることは確かであるが、北欧地域は、もっと知られる必要がある、それだけに研究対象としては、極めて魅力的なものがあることも否めないものである」（四頁）と述べ、E.C中心の従来の研究に疑問を呈しているのである。

著者は北欧に関して現地語に基づいた、手堅い著作をこれまで発表してきた。本書も著者のそうした北欧研究の一つに数えられるものである。特に、著者は国際法を専門としており、本書は「北欧統合の機能的法構造」という副題に示されるように北欧協力の法的側面に重点を置いた研究である。しかし、本書は単に法的側面のみならず、北欧協力の歴史、活動なども幅広く扱い、北欧協力に関する概説書として評価されるべき労作であり、その意味で国際法の研究者だけでなく歴史学、政治学、国際関係論などの研究者にとっても極めて示唆に富む研究である。

二

著者は、本書において北欧共同体の実体を解明するために、

北欧協力の歴史的背景(第一意)、北欧共同体の中心機関ともいえる北欧審議会と北欧閣僚審議会の構造と機能(第二意)、共同体の実相をなす統合分野(第三章)の三点の分析を試みている。

まず、第一章において、現在の北欧協力を理解するための前提として北欧諸国間の協力関係の歩みを概観している。法的側面に注目する著者は北欧諸国間の「法文化の同質性」(二五頁)、「ディングを中心とした極めて民主的な農民社会」(一九頁)という共通性を指摘した後、一四世紀のカルマル連合、一九世紀中葉のスカンジナビア主義、第一次世界大戦後のバルト海沿岸諸国連合構想、戦間期のオスロー諸国の活動、一九四九年までの北欧防衛協力構想、北欧審議会設立以前の立法面・経済面の協力について言及する。これらの事例を通じて、著者は北欧諸国間の統合と分裂の歴史を明らかにし、北欧諸国間の同質性、共通性のゆえに統合のみが進展したのではなく、逆に歴史的に緊密な関係があったために統合が阻害された点多かった事実を説明する。たとえば、北欧統合の象徴的事例としてしばしば言及されるカルマル連合がデンマークの利益を反映したものであり、現代においてこうした北欧統合を拒否する「反面教師的役割」(二三頁)を呈することになった点、さらに一九世紀にデンマークで盛り上がった北欧統合の動き(政治的スカンジナビア主義)も現在のフィンランド、ノルウェーなどの他の地域では十分支持が得られなかった点を的確に指摘する。こうして、著者は北欧審議会設立以前の北欧協力を以下のように要約してい

る。

「過去の北欧地域内での国際協力の努力は、その諸相を個別的に見るならば、結果とはほど遠いものであった。連帯意識が強まり、統合化が促進されていくかと思えば、マイナス的要因が働いて、それをフェイド・アウトさせるような歴史の反復であったともいえる。しかし、そうした中になっても、統合への意欲は、決して消えうせることなく続き、その後、統合可能な分野を模索しつつ、機能的統合という方法にたどりついていくのである。」(五七―五八頁)

この指摘に示されるように、北欧諸国は統合と分裂の歴史の中で「機能的統合」を進展させてきたのである。

第二章は、北欧協力で中心的役割を演ずる北欧審議会と北欧閣僚審議会に焦点をあて、その法構造を明らかにしている。著者は北欧審議会の成立過程に言及した後、この北欧審議会の法的性格、任務、構成などを規約に沿って説明する。さらに、北欧協力をより制度的に確立した一九六二年のヘルシンキ協定、一九七一年の修正ヘルシンキ協定の成立にふれ、最新の修正ヘルシンキ協定に基づいて北欧審議会、北欧閣僚審議会(修正ヘルシンキ協定により設立された政府間の協力組織)の現在の任務、機構、活動を詳細に紹介している。

以上の制度面の分析をふまえて、第三章では北欧審議会、北欧閣僚審議会の多岐にわたる活動の様相を概略している。取り上げられている活動分野は、文化協力、交通協力、立法協力、社

会政策および環境問題協力、地域協力、経済協力、対外関係協力である。ここで検討されている分野は、北欧審議会に委員会のある五分野に地域協力、対外関係協力の二分野を追加した七分野であり、北欧協力の幅広い活動の実績を網羅している。この七分野のうち経済協力、対外関係協力では他の五分野ほど協力が順調に進展していない。すなわち、経済協力においては一九五〇年代の北欧関税同盟案、六〇年代末の北欧経済協力体(NORDEK)構想がともに挫折し、一九七三年にはデンマーク一國のみがECに加盟することになった。また、対外関係協力においては、対外関係、軍事事項を北欧審議会の活動範囲外に置くとの合意があり、各国の微妙な政治的立場ともかわり他の分野ほど活発な協力は見られないのが現状である。しかし、著者も指摘するように、実際には北欧審議会においてアイスランド・英国漁業紛争、北欧非核地帯構想なども議題として取り上げられていることも事実である。

以上のように、北欧協力の前史、制度、活動の三側面を検討してきた著者は、最後に結論において北欧共同体の統合性を問題にしている。まず、著者はこれまでの北欧協力研究の特徴として二つの流れの存在を指摘する。つまり、北欧諸国の学者による機構、態様の分析の流れ、アメリカなどを中心とした北欧外の研究者による理論構成の流れである(一七六頁)。統合性の問題は統合概念の定義にかかっているため、著者は後者の流れの学者(すなわち、エッティオーニ、ドイッチェ、ハース)による統合

の定義をまず紹介する。これらを簡単に検討した後、著者は北欧側の数少ない統合理論研究としてアンドレオン(スウェーデン)の「くもの巣」論を紹介する。つまり、北欧諸国は「相互的基盤の上にあるニーズを、極めてフレキシブルな試行錯誤をくり返しつつ少しずつ成果をあげ、各分野にわたって交差する網のように協力関係を加えていくというプラグマチックな方法で充足していく」(二七八頁)というものである。さらに、著者はアンドレーンの統合の定義(その構成要素の相互的依存性が増加するような方法でシステムを変形させていくプロセス)を「極めて説得力がある」と評価し、この定義に基づき、「北欧地域は、まさしくかなりの程度の統合状態にあり、実体として北欧共同体を形成している」(二七八頁)と結論づけるのである。こうした北欧共同体形成の動因としては、「大國の干渉を回避しようとする願望」、「地域内の安定性は外的勢力の介入を排除する力として作用するという確信」(二七九頁)などを指摘している。以上の議論を通じて、著者は超国家性をもつ機構が存在しておらず、ハイ・ポリティクス(すなわち、外交政策、軍事問題などの面で制約をもつ北欧協力の現状を独自の共同体として高く評価するのである。

三

以上の簡単な内容紹介でも明らかのように、本書は北欧協力の中心機関である北欧審議会と北欧閣僚審議会を歴史、制度、

活動の面から詳細に検討し、我が国でこれまで断片的にしか紹介されなかった北欧協力の実体を体系的に明らかにするものである。特に、著者は欧米の研究文献に加えて、スウェーデン語などで書かれた北欧審議会、北欧閣僚審議会の最新資料にもあたり、機構等の事実関係について最新の情報を提供している。また、巻末には参考資料として北欧協力に関する主要な条約、協定をほとんど邦訳している。それゆえ、北欧協力を研究する上で、そうした事実関係を「常識」として今後より緻密な実証研究が可能になったと思われる。かかる理由から、本書は我が国の北欧協力研究における基礎研究として極めて重要な意味をもつものである。

また、本書で有益と思われる視点として、北欧における自治地域（フェルヤル島、グリーンランド島、オーランド島）、少数民族（サーメ人）と北欧協力との関係についても可能な限り最近の動きまで言及している点が挙げられる。欧米の研究を含めても、従来の研究がこうした点にほとんど言及していなかったことを考えるならば、これは画期的なことである。著者の柔軟な北欧認識を示すものと考えられる。自治地域代表の権限が北欧審議会、北欧閣僚審議会において各国代表よりもかなり制限されている（たとえば、投票権をもたないなどの制限がある）ことは事実であるが、国家以外の代表の参加も保証している点は北欧審議会、北欧閣僚審議会が全北欧地域を代表する地域協力組織であり、より民主的な性格をもつことを示している。北欧協力が特に一

九六〇年代後半以降これらの非国家主体も積極的に取り込んで進展していることは、今後の北欧協力の動向を考える上で重要な要因となるであろう。

本書は以上のように極めて有益な示唆に富む研究である。以下では、国際関係論の立場から若干異なった視点を提示し、感想を述べるにとどめたい。

まず、本書の分析は全体的に制度論的アプローチの印象を読者に与えると思われる。すなわち、本書の叙述は北欧協力の諸条約、協定を条文に側して紹介したという印象を免れず、実際にそうした法構造、制度をもつ北欧協力がいかに機能しているか、という動態的分析に欠けると考えられる。確かに、著者は第二章の法構造の分析の後、第三章で北欧協力の活動を概略している。しかし、その紹介も全体的に事実関係の説明におわり、北欧協力の諸活動が法構造との関連でなぜ生まれ、いかに発展してきたかなどについて十分言及しているとは思われない。無論、本書の主要課題は北欧協力の法的側面の分析であり、動態的分析は本書の対象外であったかもしれない。しかし、本書の結論部分が地域統合理論などの紹介に主眼を置いていることに十分示されるように、本書は単なる法構造に限定されない北欧協力の概説書となっているのである。それゆえ、動態的分析も試みることで北欧協力の全体像がより明らかになったのではないかと惜しまれる。

本書がこうした制度論的印象を読者に与える原因は北欧審議

会、北欧閣僚審議会という組織の枠組みは紹介しても、これらの組織を構成する加盟国の動向に十分注意を払っていない点にあると思われる。つまり、北欧各国の内政、外交において北欧協力が占める位置などに注目していないため、各国の北欧協力に対する態度が明らかにならず、北欧審議会、北欧閣僚審議会が生まれ、活動するダイナミクスが十分に分析されていないのである。北欧協力の進展、停滞というダイナミクスは北欧審議会、北欧閣僚審議会という制度自体がもつものではなく、各加盟国間の相互作用の中で初めて現われるものだからである。それゆえ、「法構造」の分析にもある程度「政治」的側面を考慮する必要がある。

また、本書の制度論的分析という性格から恐らく派生してくる問題であると思われるが、北欧レベルつまり、北欧審議会、北欧閣僚審議会の動向に重点を置いたため、本書は北欧協力の活動に対してあまりに楽観的な結論に達している。すでに内容紹介で言及したように、著者はアンドレーンの統合の定義に基づき、北欧諸国は「まさしくかなりの程度の統合状態にあり、実体として北欧共同体を形成している」(二七八頁)と断定する。著者自身も指摘する通り、統合性の問題は統合の定義に基づくと考えられるが、それに加えて北欧協力自体の実証的な分析の上に初めて判断できるものではないであろうか。つまり、こうした評価を下すには北欧レベルの動向のみならず、各加盟国の動向も詳細に分析する必要があると思われる。特に、著者は各

加盟国が対立し、北欧協力が成功しなかった軍事協力、経済協力の問題に関して十分言及していない。こうした北欧協力の失敗例をミクロ的に分析し、なぜ失敗したかなどの重要な問いに答えずに、簡単な事実関係のみを紹介し、北欧共同体の統合性を評価することはできないであろう。

この失敗例の過小評価という問題は、北欧各国の直面している現在の問題をも過小評価し、北欧協力の今後の展開を考える上で誤った判断を生む危険性があるのではないかと思われる。つまり、前述の軍事的、経済的協力の失敗は北欧諸国にとって域外諸国との関係調整という大きな問題を投げかけていたのである。著者は北欧地域の歴史的特性に言及した際、「北欧地域外ファクター」(二七六頁)の重要性も指摘している。しかし、著者は北欧協力の現状を考える際、こうした視点を切り捨て、北欧協力を単に域内協力の問題としてのみ捉え、評価を下しているのである。特に、軍事的、経済的協力が失敗した結果、北欧諸国は域外諸国との関係で困難な選択に直面している。軍事的に考えるならば、一九四九年の北欧中立防衛同盟構想の挫折の後、デンマーク、アイスランド、ノルウェーはNATOに加盟した。また、フィンランドは歴史的にソ連との関係で微妙な配慮を要する立場にある。たとえば、対ソ配慮に基づいたフィンランドの消極性のゆえにNORDEK構想が挫折したことは、北欧協力にとって域外ファクターの問題がいかに重要であるかを示すものであろう。さらに、このNORDEK構想の挫折の

後、北欧諸国の中でデンマーク一国のみがECに加盟することになった。著者は「デンマークのEC加盟によって、北欧の統合性が害され政策協力を進めていくことができなくなるであろう、としたハンコックの予想も、もともと根拠を欠いていたのである」（一八五頁）と述べ、北欧協力に対するデンマークのEC加盟の影響をあまり重視していない。無論、デンマークのEC加盟により北欧諸国間の政策協力が不可能になる可能性は、一九七三年以後の歴史が示すようにないと考えられるが、デンマークの対EC政策と対北欧協力政策は密接に関係しており、その外交政策は両者間の微妙なバランスの上に立脚しているのである。

このように、非同盟中立のスウェーデン以外の諸国にとつては、域外諸国との関係も外交政策において重要な選択肢の一つであり、北欧協力のみを絶対視することはできないのである。北欧協力における統合と非統合という問題はより広い国際環境の中で考察されねばならない。以上の視点に立つならば、著者の支持するアンドレーンの説は、対域外関係で他の北欧諸国ほど困難な選択に迫られていないスウェーデンの立場を反映した、スウェーデン的な説とはいえないであろうか。

最後に、著者の依拠している文献について言及するならば、前述のように北欧協力に関する欧米の研究書、北欧審議会などの資料等が縦横に引用され、本書は資料的に水準の高い研究である。しかし、たとえば、北欧中立防衛同盟構想、EC加盟問

題などの重要な問題に関して示される文献は必ずしも基本的なものとはいえない。北欧協力の進展にも微妙な影響をもつ、これらの問題は今日北欧諸国においても活発に研究されており、そうした研究動向にも配慮するならば、今後の研究にとつて大いに助けとなったであろう。さらに、我が国ではこれまで北欧研究が不十分であったが、本書の概観した分野でも次第に実証的な研究が現われており、それらの邦語文献についても言及すべきであったと思われる。

四

以上、本書に対して国際法とは異なる視点から感想を述べたが、その多くは著者の関心からはずれるものであったかもしれない。本書は「北欧統合の機能的法構造」という副題をもつが、その目的は本書において十分達成されている。また、本書が最新の一次資料にも裏打ちされた、手堅い概説書であることは疑いない事実である。北欧協力自体が極めて広範な活動をしているため、そうした活動を総体的に捉えるという作業は大きな困難を伴う。その困難にもかかわらず、著者が体系的概説書を我が国で初めて著したことは高く評価されねばならない。

それゆえ、この書評において評者が提示した様々な問題点は、歴史学、政治学、国際関係論など諸分野の研究者に課された今後の研究課題であろう。今日、北欧協力の研究には学際的な研究が必要とされているのである。その点で、本書は学際的な研究

の出発点として重要な意義をもつものであり、今後北欧協力を研究する上で必読の文献である。

- (1) Bengt Sundelius and Claes Wiklund, "The Nordic Community: The Ugly Duckling of Regional Cooperation," *Journal of Common Market Studies*, Vol. 18, No. 1, 1979, p. 75.
- (2) 山影進「地域統合論再考―新たな展望を求めて―」(『国際政治』第七四号、一九八三年) 九七頁。
- (3) 著者はこうした問題を以下の文献でさらに詳しく論じている。石渡利康『北欧の少数民族社会―その法的地位の研究―』(高文堂出版社、一九八六年)。
- (4) アンドレーンの説に対する、より理論的な批判については以下を参照。Barbara G. Haskel, "Is there an Unseen Spider? A Note on Nordic Integration," *Cooperation and Conflict*, Vol. 2, No. 3-4, 1967, pp. 229-234.

(高文堂出版社、一九八六年、A5判、二四七頁)

吉武 信彦